

次の対象区域において、建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定を  
しましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の  
縦覧に供します。

令和元年10月7日

京都市長 門川 大作

## 1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-009	令和元年10月7日	京都市伏見区桃山町根来5番, 5番3, 12番1及び12番4並びに丹後3番 3, 3番6, 3番7, 4番1, 4番5, 4番6及び148番6

## 2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時  
45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)